



公告

職員の分限免職処分

長野地域振興局

長野県職員 伊 東 達 彦

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第1項第3号の規定により免職する。

令和7年3月17日

長野県知事 阿 部 守 一

- この処分について不服があるときは、地方公務員法第49条の2第1項の規定により、令和7年4月1日（処分のあったことを知った日の翌日が令和7年4月1日より早い場合にあっては、当該処分のあったことを知った日の翌日）から起算して3月以内に長野県人事委員会に対して審査請求をすることができます。
- この処分の取消しを求める訴えは、審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に県を被告（被告の代表者は、長野県知事です。）として提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

人 事 課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和7年3月17日

長野県知事 阿 部 守 一

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
東京インテリア家具長野店
長野市大字稲里町中央四丁目20番1号
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社東京インテリア家具
東京都荒川区荒川四丁目32番5号
- 変更しようとする事項
(1) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

	位置	収容台数（台）
1	図3-1 建物配置図（変更前）駐車場①	24
2	図3-1 建物配置図（変更前）駐車場②	131
3	図3-1 建物配置図（変更前）駐車場③	50
4	図3-1 建物配置図（変更前）駐車場④	46
合計		251

(変更後)

	位置	収容台数（台）
1	図3-2 建物配置図（変更後）駐車場①	35
2	図3-2 建物配置図（変更後）駐車場②	131
合計		166

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

- 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

	位置	収容台数(台)
	—	0

(変更後)

	位置	収容台数(台)
	図3-2 建物配置図(変更後)駐輪場	6

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

	変更前	変更後
入口	12	8
出口	12	8
合計	24	16

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

- 4 変更する年月日
令和7年10月8日
- 5 届出年月日
令和7年2月7日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は長野地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
令和7年3月17日から令和7年7月16日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は長野地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次の成果を認証しました。
令和7年3月17日

長野県知事 阿部守一

調査を行った者の名	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
飯田市	令和4年から令和5年まで	地籍簿及び地籍図	南信濃木沢の一部	令和7年3月12日
下伊那郡阿南町	令和4年から令和5年まで	地籍簿及び地籍図	和合の一部	令和7年3月12日

農地整備課

公告

令和7年2月10日、長野県梓川土地改良区の定款変更を認可しました。
令和7年3月17日

長野県松本地域振興局長事務取扱 副知事 関 昇一郎

農地整備課